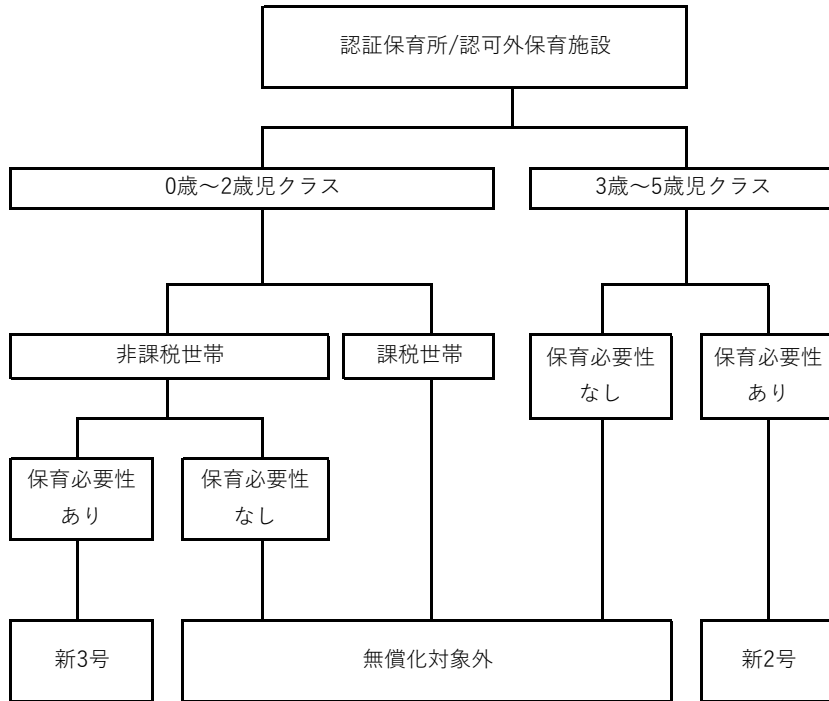


## 認証保育所・認可外保育施設

### 子育てのための施設等利用給付（無償化）認定 フローチャート



#### 【対象施設】

認証保育所、保育ママ、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業（「送迎のみ」の事業は対象外）

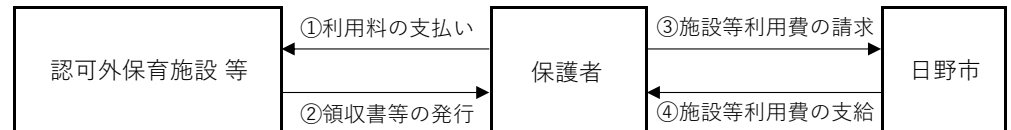
### 1. 無償化概要

認定区分	対象者	給付内容
新2号	3歳児～5歳児クラスで、かつ保育の必要性のある方	最大月額37,000円まで支給
新3号	0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯で、かつ保育の必要性のある方	最大月額42,000円まで支給

#### 【注意】

- 1) 税情報の参照年度により、年度途中でも無償化の対象外となる場合があります。
- 2) 保育の必要性に該当しない場合は、申請内容を却下する場合があります。
- 3) 認定後、保育の必要性に該当しなくなった場合は、認定取消となります。
- 4) 無償化の対象施設は、市区町村から確認を受け公示された認可外保育施設に限ります。
- 5) 利用している認可外保育施設が認可外指導監督基準を満たしている場合は、保護者が納入した保育料等を上限に、市から上乗せの補助金があります。詳細は入園後に利用施設を通してご案内します。
- 6) 対象施設の複数利用が可能です。支給されるのは上限金額までとなります。
- 7) 通園送迎費、給食費、行事費などは、保護者の負担になります。

### 2. 支給方法



※ 保育料は一旦利用施設にお支払いいただきます。負担された保育料を対象に、月額上限額の範囲内で市から保護者へ年3回に分けて支給いたします。

※ 4月分から7月分を9月に、8月から11月分を1月に、12月分から3月分を5月に、保護者の口座に振り込みます。